

平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託
仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、平塚市（以下「発注者」という。）が実施する「平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）について適用されるものであり、受注者が本業務を実施するにあたり、必要事項を定めたものである。

2 業務名

平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務

3 業務の目的

老朽化した施設の改修及び場外発売の収支改善を図るためのコンパクトな場外開催投票所の整備に向けた基本計画の策定を行う。

付随して、施設のコンパクト化により発生する余剰地の将来的な有効活用に向けて、地域に開かれた競輪場として魅力的なエントランスエリアの整備計画を検討する。

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約の日から令和7年9月30日（火）までとする。

5 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、平塚市の契約約款に定めるもののほか、次の書類を発注者に提出しなければならない。

- （1）着手届
- （2）工程表
- （3）技術者通知書
- （4）（3）で定める技術者の経歴及び資格者証等
- （5）完了届
- （6）納品書
- （7）業務委託料請求書等
- （8）その他必要な書類

6 資料の貸与

業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

7 配置技術者

- （1）管理技術者は、建築士法第2条に規定する一級建築士であり、過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）に公共建物、文化・交流・公益施設等、又は学校等の基本計

画に係る業務実績があること。

(2) 主任技術者は、建築士法第2条に規定する一級建築士であること。

8 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合は、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

9 検査

受注者は、本業務完了後、関係資料を提出し、管理技術者が立会いのうえ、完了検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正しなければならない。また、発注者の検査によって、業務の完了が確認された場合、受注者は、速やかに成果品を引き渡さなければならない。

なお、業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

10 成果品の帰属

成果品は発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに他に公表、若しくは使用又は貸与してはならない。

11 守秘義務

受注者は、業務の遂行上、知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。

12 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、別記の「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

13 損害賠償

本業務の実施中に生じた事故、及び第三者から損害賠償を請求された場合は、全て受注者の責任において解決しなければならない。

14 疑義

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じたときは、発注者・受注者協議のうえ、対応するものとする。

第2章 業務内容

1 業務内容

(1) 調査分析及び与件整理

場外開催投票所の基本計画の検討を進めるうえで、現状の課題整理や参考となる事例の調査を行い、建築与件を整理する。

ア 他場視察調査

- ・他場事例視察及び課題ヒアリング
- ・調査内容のまとめ、ポイント抽出

イ 場外開催投票所規模想定

- ・現状利用データの分析
- ・他場事例把握
- ・車券発売機能以外の機能検討

ウ 建築与件整理

- ・平塚市の上位計画や関連法との整合性確認
- ・関係機関との協議による必要な情報の調査・分析・整理

(2) エントランスエリアの全体構想及び場外開催投票所の整備方針の策定

既存の投票所を含むエントランスエリアの全体構想と場外開催投票所の整備方針を策定する。

なお、本業務におけるエントランスエリア及び想定する解体対象物は別紙エントランスエリア図を参照すること。また、エントランスエリアの一部に都市公園計画区域が含まれることを考慮すること。

ア エントランスエリアのコンセプト設定

- ・ターゲット設定
- ・展開機能、規模の設定
- ・周辺の競合調査

イ エントランスエリアの必要機能の検討・整理

- ・ゾーニング
- ・展開機能のイメージ設定、業種業態設定
- ・コンテンツ、イベントアイデア等

ウ 場外開催投票所の整備方針の策定

(3) 施設整備計画の策定

全体構想及び整備方針に基づき、施設の配置や規模等をイメージするための計画図等を作成する。

ア 施設配置計画

- ・ボリューム検証
- ・エントランスエリア及び場外開催投票所の平面計画
- ・導線計画

イ 環境イメージ作成

- ・エントランスエリアの環境イメージの作成

- ・ 場外開催投票所の外装デザインイメージの作成
- ウ プラン検討
 - ・ 場外開催投票所の各階平面プランの作成
- (4) 概算費用及びスケジュール検討
 - ア 設計・建設事業費検討
 - イ 整備スケジュール検討
- (5) 打合せ協議

受注者は毎回打合せ議事録を作成して、発注者に内容の確認を受けるものとする。

3 その他

- (1) 基本計画の策定にあたり、次の項目を考慮したものとする。
 - ア 近年の来場者数の動向を見据えた規模の検討（施設のコンパクト化）
 - イ 既存の機能や導線、今後の機能向上に配慮した計画
 - a. 工事期間中も原則として本場開催及び場外開催を行う。
 - b. 本場開催及び場外開催を休止する場合は、休止期間を可能な限り短期間とする。
 - ウ 既存施設との取り合いも考慮した解体撤去工事の施工条件
 - エ コンパクト化により発生する余剰地の将来的な有効活用
- (2) 計画策定にあたって関連する計画等
 - ア 平塚市総合計画～ひらつかVISION～（2024～2031）
 - イ 都市マスタープラン（第2次）
 - ウ 平塚市行財政改革計画（2024～2027）
 - エ 平塚市バリアフリー基本構想（令和4年3月改定）
 - オ 平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2017～2026）
 - カ 平塚市公共施設等総合管理計画（令和3年5月改定）
 - キ 平塚市公共施設再編計画（令和4年2月改定）
 - ク 第2期平塚競輪中期経営計画（2024～2027）
 - ケ その他必要なもの

第3章 成果品

1 業務報告書

本業務の実施内容と結果等を整理し、業務報告書として取りまとめる。
 なお、業務報告書の取りまとめ方法及び構成等は発注者と事前に協議を行うこと。

2 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。全てのデータは、パソコン編集可能な様式（PDF，Word，Excel等の形式を基本とする）で作成し、CD等に保存する。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 基本計画書（A4版製本） | 50部 |
| (2) 同概要版 | 50部 |
| (3) 上記の電子データ（CD-R又はDVD-R等） | 2部 |

別紙：エントランスエリア図



: 全体構想エリア

: 想定解体対象物

(正門通路、第6投票所、なぎさラウンジ、第7投票所、早朝前売投票所、早朝トイレ、プロパン庫、ゴミ置き場、早朝前売記載室、チャリロトプラザ、第7投票所渡り廊下)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報を含むもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)及び関係法令並びに本個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該業務に係る個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(個人情報の保護)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめその利用目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(安全管理措置)

第4条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。取扱区域を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取扱区域から持ち出してはならない。

(従事者の報告)

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務に従事する者(以下これらを「従事者」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければならない。従事者を変更する場合も同様とする。

2 責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務に従事する者を監督しなければならない。

3 業務に従事する者は、責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報取扱規程等の提出)

第6条 発注者は、業務の契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して個人情報取扱規程 等について提出を求めることができる。

(目的外利用及び第三者提供の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、若しくは複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託)

第9条 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。)にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項ただし書きの規定により第三者(以下「再委託先」という。)に個人情報の処理を再委託する場合、又は当該再委託の内容を変更する場合は、業務の着手前に、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出して、その承諾を得なければならない。

(1)再委託先の名称、代表者、所在地及び連絡先

(2)再委託する理由

(3)再委託して処理する内容

(4)再委託先において取り扱う個人情報

(5)再委託先における個人情報の安全性及び信頼性を確保する対策

(6)再委託先に対する個人情報管理及び監督の方法

3 前項の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の返還及び廃棄等)

第10条 受注者は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が取得し、若しくは作成した個人情報について、発注者の指定した方法により遅滞なく発注者に返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、当該個人情報に消去又は廃棄する場合は、紙の溶解、データ消去用ソフトウェアの使用又は電磁的記録媒体の物理的破壊等、当該個人情報の復元又は判読ができないよう確実に消去又は廃棄するための必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、当該個人情報の消去又は廃棄を実施した後、消去又は廃棄を実施した日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第11条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、及び当該義務に違反したときは法の規定により罰則が科される場合があること等、当該業務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への教育)

第12条 受注者は、従事者に対し、取り扱う個人情報の安全管理が図られるように、必要な教育を配属時及び1年に1回以上は実施しなければならない。

2 特定個人情報を取り扱っている従事者については、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従事者が遵守すべき事項、その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施し、全員が受けたことについて発注者に書面にて報告をしなければならない。

(特定個人情報の受渡し)

第13条 受注者は、発注者と受注者間の特定個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に特定個人情報の預り証を提出しなければならない。

(定期報告及び検査の実施)

第14条 受注者は、個人情報の管理状況を含むこの契約の遵守状況について、定期的に発注者に書面により報告するものとする。

2 発注者は、受注者における安全管理措置の実施状況を確認するために、必要があると認めた場合には、受注者に対して当該業務の安全管理措置の実施状況について受注者の立会いの上、実地検査を実施することができる。この場合において、受注者は、当該実地検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 発注者は、前項の実地検査の結果、重大な支障が生ずると認めたときは、受注者に対して安全管理措置の改善を要請できるものとする。

(事故発生時における報告)

第15条 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約解除及び損害賠償)

第16条 発注者は、受注者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより個人情報の漏えい等が発生し、発注者に損害を生じさせた場合は、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。